

納付書に電話をかける

本庄市納税コールセンター

★**開設します**

★**収納課 ☎11200**



**公平・公正な負担の実現と
滞納の解消を**

市では、財政の根幹をなす市税の収納率向上と、公平・公正な負担の実現を図ることを目的に、徴収業務に取り組んでいます。

一昨年からの経済不況による不安定な社会情勢のもとであつても、市民への安定した行政サービスを維持するため、市税や国民健康保険税の滞納の解消が重要な課題となっています。

民間委託の推進

国は、地方税の徴収事務について、差押えなど公権力の行使に当たるもの以外の業務を、納税者の情報や秘密の保護に特段の配慮をして、民間

への業務委託をより一層推進するよう示しています。

このような状況のもと、市では、市税等を納期限までに納付しない人に対して、電話による自主納付の呼びかけを行う「本庄市納税コールセンター」を7月1日(木)に開設します。

※この事業は、「埼玉県ふるさと雇用再生基金」を活用して行います。

納税コールセンターの実施概要

納税コールセンターの運営は、市が業務委託した「株式会社ベルシステム24」が行います。

実施日時

○月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後4時30分

○夜間収納窓口実施日(月1回)
午後5時15分～7時

○土・日曜日(月1回)
午前9時～午後4時30分

※電話案内では、必ず「本庄市納税コールセンターの〇〇です。」と名乗り、納付忘れの税目・期別・税額などを伝え、納付の呼びかけを行います。

不審な電話にご注意を

納税コールセンターでは、市税等の納期が過ぎていることをお知らせし、早期納付をお願いするものです。こちらから口座を指定して、振り込みを指示するような案内をすることはありません。不審な点などがありましたら、収納課へお問い合わせください。

課税課からのお知らせ

65歳の方は、10月から市民税・県民税の公的年金からの特別徴収が始まります

4月1日時点で65歳である市民税・県民税の納税義務者のうち、年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している人は、10月から公的年金等に係る所得に対する市民税・県民税が、年金支給の際に公的年金から特別徴収(天引き)されます。

特別徴収の対象となるのは、1月1日から市内に引き続き住所を有し、本庄市の介護保険の特別徴収の対象である人で、公的年金等に係る所得額に応じた税額となります。(6月に送付する税額決定・納税通知書でお知らせします。)

なお、特別徴収が始まる年度の前半(6月及び8

月)については、普通徴収(納付書又は口座振替による納付)となります。

※本制度は、市民税・県民税の徴収方法を変更するものであり、これにより新たな税負担は生じません。

65歳未満の方は、公的年金に係る市民税・県民税が、給与から特別徴収されます

4月1日時点で65歳未満の人で、給与所得と公的年金所得があり、給与から市民税・県民税が特別徴収されている人は、6月から給与分と公的年金分を合算した税額が給与から特別徴収されます。

※公的年金分の市民税・県民税について、普通徴収を希望する人は、下記へご連絡ください。

★課税課 ☎1123



市の収入委託事務についてお知らせします

委託事務内容	受託者住所 名称及び代表者名	問い合わせ
本庄市インフォメーションセンター使用料収納事務	本庄市寿3丁目7番14号 (特非)まちの駅ネットワーク本庄 代表理事 阿奈 正子	商工課 ☎⑤1174
本庄市民プラザ使用料収納事務		財政課 ☎⑤1165
本庄市勤労青少年ホーム使用料収納事務		商工課 ☎⑤1175
本庄いまい台交流センター使用料収納事務		都市計画課 ☎⑤1136
本庄駅自転車駐車場使用料収納事務		生涯学習課 ☎②2798
中央公民館使用料収納事務	本庄市小島南1丁目8番4号 (社)本庄市シルバー人材センター 理事長 吉田 信解	セルディ ☎⑦8851
児玉中央公民館使用料収納事務		体育課 ☎⑤1152
児玉文化会館使用料収納事務		
武道館使用料収納事務		
弓道場使用料収納事務		
市民体育館使用料収納事務		
庭球場使用料収納事務		
市民グラウンド夜間照明施設使用料収納事務	本庄市朝日町3丁目1番40号 (株)東庄 代表取締役 立石 三一	
本庄総合公園体育館使用料収納事務		
本庄総合公園市民球場使用料収納事務		
本庄市児玉総合公園体育館使用料収納事務		
小中学校体育施設使用料収納事務		
庭球場使用料収納事務		
本庄市児玉総合運動公園グラウンド夜間照明施設使用料収納事務	本庄市小島2丁目6番14号 (有)関東興業 取締役 新井 和夫	環境推進課 ☎⑤1172
一般廃棄物(粗大ごみ)収集運搬及び処理手数料収納業務		
水道料金及び下水道使用料の集金事務	幸手市緑台1丁目19番11号 (株)日本ウォーターテックス 代表取締役 増田 眞理	水道課 ☎②2151

※すべて、委託日は4月1日、委託期間は4月1日から平成23年3月31日までです。